

東京の文化財



旧赤坂仮皇居御会食所 (明治記念館本館)

目次

東京都指定文化財の新指定	1～3
文化財を後世に伝えるために～紙本墨画淡彩鍾馗図の修理を例に～	4～5
「文化財を活かす」	6～7
遺跡の価値を将来に伝える 発掘調査の記録を作る！	8

東京都指定文化財の新指定

東京都教育委員会は、東京都文化財保護審議会(会長 後藤治)から答申を受け、令和2年3月5日、5件の新指定を決定しました。

東京都指定 有形文化財 (建造物)	旧赤坂仮皇居御会食所 (明治記念館本館)
所在場所	港区元赤坂二丁目201番地1 明治記念館内
所有者	宗教法人 明治神宮
構造形式 及び大きさ	木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺、 玄関唐破風付銅板葺、建築面積 539.75平方メートル

旧赤坂仮皇居御会食所は、明治天皇(1852-1912)の御会食所として明治14年(1881)に諸外国の賓客をもてなすために建てられ、現在は結婚式場など文化施設として利用されている明治記念館の本館です。

設計した木子清敬(1845-1907)は、御所の用を勤めてきた大工の家柄でした。御会食所は、外観は御所風を基本としなが

ら、洋風に床を板敷きとし絨毯や暖炉を導入した初期の例で、和洋折衷の様式に特徴があります。明治期の公式の外交儀礼の場として現存する最古かつ唯一のものです。

御会食所は、憲法草案の審議の場でもあったことから、明治40年(1907)



室内



庭から見る

にその功績のあった伊藤博文^{いとうひろふみ}邸（現品川区大井町）に下賜、翌年に移築され、憲法発布 20 年の記念式典が挙行されました。さらに憲法発布 30 年を迎えるに際しては、大正 7 年（1918）に伊藤家から明治神宮外苑（現在地）に移築され、再び式典が催され、その後、明治神宮の結婚式場として利用されています。2 度の移築に際しても御会食所の部材や意匠は継承され、明治時代を記念する建造物として高い歴史的意義を持ち、また意匠的に優れた文化財です。

東京都指定 有形文化財 (建造物)	所在地	国立市谷保 5122 番 4
	所有者	国立市
構造形式 及び大きさ	主屋 木造平屋建、入母屋造、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積 258.32 平方メートル 表門 木造一間薬医門、銅板葺、間口 2.5 メートル、両袖塀付 土地 国立市谷保 5122 番 4、面積 1,170.06 平方メートル	

旧本田家住宅は、国立市谷保^{やほ}地区の代々の名主で、漢方医、文人を輩出し、近代には多摩における自由民権運動を支えた本田家の住居であった建物です。本田家は寛永年間（1624-1644）から当地に居住したと伝わり、御^{うまや}厩方として家光・家綱の 2 代の将軍に仕えました。



主屋奥ノ間

本^{やほ}田家の主屋は、3 本の大黒柱など江戸中期に遡る古い形式を残しながら、書齋など接客に供する空間が幾度も拡張され、意匠が整えられてきました。室内に打ち付けられた享保 16 年（1731）と享和 2 年（1802）の祈^い禱札から、この頃に建築や増築があったと考えられ、創建はそれ以前に遡る可能性があります。表門は江戸末期の建築とみられ、甲州街道に面して間口約 33 メートルと大きく構える敷地には庭があり、主屋とともに、名主家らしい屋敷構えを今に伝えています。



表門

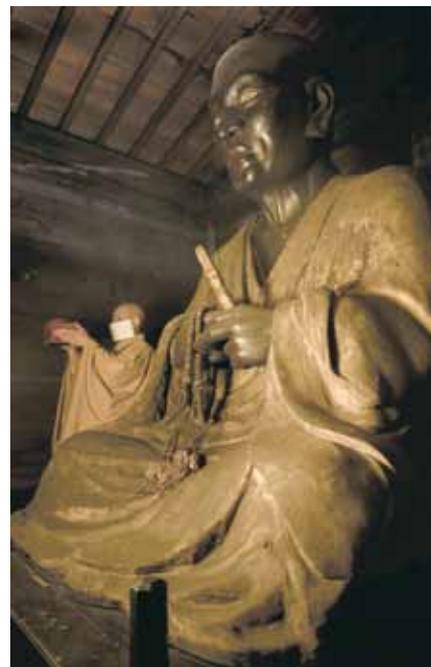


主屋外観

民家としては都内で最も古い時代の特徴を残すとともに、近代に至る民家建築の変遷の過程を示すものとして、また、江戸近郊の名主階級の発展の歴史を示すものとして貴重な文化財です。

東京都指定 有形文化財 (彫刻)	所在地	調布市深大寺元町五丁目 15 番 1 号
	所有者	宗教法人 深大寺
構造形式 及び大きさ	寄木造、漆塗り及び彩色、像高 196.8 センチメートル	

木造慈恵大師坐像^{ひえいざんえんりやくじ}は、比叡山延暦寺第 18 代天台座主慈恵大師良源^{てんだいざすじえだいらしろうげん}（912-985）の坐像で、天台宗の古刹である深大寺^{じんだいじ}の元三大師堂に本尊として安置されています。



木造慈恵大師坐像

良源は荒廃していた比叡山の堂舎を再興し、規律の制定や教学の振興に努めたことから、天台宗中興の祖として知られます。正月三日に亡くなったことから元三大師とも呼ばれています。剛勇な良源の姿には悪霊を退治する力があると信じられ、絵画や彫像、木版画などに表されて祈^い禱など宗教儀礼の場で頻繁に用いられました。

鎌倉時代中期から南北朝時代にかけては等身大の坐像が数多く造立されましたが、その中で本像は他に類を見ない 2 メートルに及ぶ巨大なものです。深大寺は古くから鎮護国家の道場だったことから、何らかの国家的祈願のために、こうした巨像を造ったとも考えられます。

写實的で迫力ある造形から鎌倉時代に遡る作と推定され、高僧の肖像彫刻のうち最大級のものとして日本彫刻史上に重要な意義を持つ作例です。また、現在まで「厄除け元三大師」として篤く信仰されており、関東における元三大師信仰の歴史と文化を示す上でも貴重な文化財です。

東京都指定 有形民俗 文化財	たまがわちゅうりゅういき 多摩川中流域の 船大工用具
	稲城市郷土資料室 稲城市平尾 1丁目9番1号 稲城市文化財収蔵庫 稲城市矢 野口3750番地187号 稲城市立第六小学校 稲城市大丸 2110番地
所有者	稲城市教育委員会

多摩川中流域の船大工用具は、この地域で最後の船大工、稲城市東長沼の久保井富蔵(1906-1993)が使った用具で、計4,708点が指定されました。富蔵は、和船づくりに使用するノコギリ、ノミ、カンナ等、その用途に合わせ少しずつ形を変えた様々な種類の用具を多数所有していました。

多摩川流域では江戸時代から20世紀に至るまで、各種の和船(川船)が造られました。多摩川は比較的水深が浅いため、船底が平らで浅い船が普及しました。富蔵が建造した多摩川中流域の川船は、渡し船、漁船、屋形船、砂利船、工事船、ボート台船、木製手漕ぎボートの7種類で、多摩川の川船を網羅しています。

富蔵は大正10年(1921)、15歳で父・峯吉のもとで修行に入り、平成2年(1990)に最後の屋形船を建造するまで、60年以上にわたり多摩川の川船建造を続けてきました。しかし、渡船場の廃止や川漁の衰退、砂利採取の禁止、木製ボートがFRP製ボートに取って代わられる等、船大工の仕事は徐々に無くなり、富蔵が多摩川中流域最後の船大工となりました。

多摩川を巡る交通・行楽・自然と密接な関係にあった川船の建造技術が消え去ろうとしている中、多摩川中流域の生活や文化を考える上で欠くことのできない貴重な文化財です。



川船建造用具



川船模型

東京都指定 名勝及び 史跡	まきのきねんでいえん 牧野記念庭園 (まきのとみたろうたくあと 牧野富太郎宅跡)
	所有者 練馬区 所在地 練馬区東大泉六丁目34番4号 面積 2,135.36平方メートル

牧野記念庭園は植物分類学の父といわれる植物学者牧野富太郎(1862-1957)が大正15年(1926)から昭和32年(1957)に逝去するまでのおよそ30年間居住、研究の場とした宅跡です。

大正12年(1923)の関東大震災を受け、牧野の採集した標本や収集資料が失われることを危惧した妻壽衛がこの土地を買い求め、大正15年(1926)に牧野はここに移り住みました。

牧野の代表的な著作のひとつ『牧野日本植物図鑑』はこの場所にあった書齋で書かれており、また、牧野収集の植物標本の中にはこの庭で採集されたものもあります。

現在、庭園には牧野が植え、命名した等所縁の植物が多く残っています。桜の一種のセンダイヤ、ヘラノキ、亡き妻壽衛を偲んで命名したスエコザサは現在も庭園内で見ることができます。

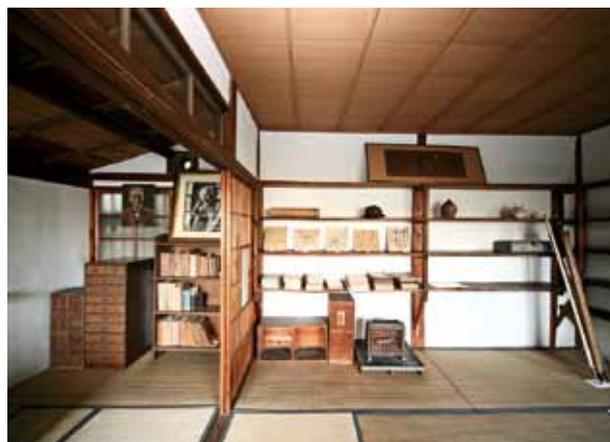
庭園内の記念館には牧野の著作や愛用品、標本等を展示し、鞘堂には実際に牧野が研究活動を行っていた書齋と書室の一部が保存されています。牧野の研究活動、事績を伝える庭園・宅跡として貴重な文化財です。



牧野記念庭園入口



牧野富太郎胸像とスエコザサ



鞘堂内の書齋(左)と書室

文化財を後世に伝えるために

～紙本墨画淡彩鍾馗図の修理を例に～

○なぜ文化財修理を行うのか

文化財は歴史上又は芸術上の高い価値があるだけでなく、過去の慣習や技術を知るうえでもとても貴重なものです。文化財を後世に受け継いでいくためには、定期的な保存修理が必要になります。文化財によって必要な修理は異なりますが、今回は絵画修理の現場をご紹介します。

○「紙本墨画淡彩鍾馗図」（東京都指定有形文化財（絵画））について

鍾馗^{しょうき}が剣を掲げ、捕らえた小鬼を今にも退治しようという緊迫した場面が力強く描かれています。狩野派の絵師 英一蝶^{はなぶさ いっちょう}が三宅島へ流刑となってから江戸に戻るまでの11年間に制作した「島一蝶」と呼ばれる作品群の一つです。鍾馗の絵は魔除けの効果があると信じられ、節句飾りや疱瘡^{ほうそう}除けに用いられてきました。

この作品も、当初は御蔵島の島民が端午の節句に飾る紙製ののぼり旗として制作されたと考えられています。本来は節句が終わると処分されるものですが、江戸の有名な絵師の作品だったことから、掛け軸に仕立て大切に守り伝えられてきたのでしょう。伊豆諸島に残る英一蝶作品の中でも大作で、絵具や紙などの画材の入手に不自由しながらも優れた画技を示す作品です。また、現存する最古級の紙のぼりであり、御蔵島の歴史や文化を伝えています。

○修理について

この作品は、24枚の和紙を継ぎ合わせた縦155.6cm、横91.2cmという大きな画面（本紙）に墨と淡彩で描かれています。海風が吹き、年間を通じて高温多湿な御蔵島の環境のもとで300年以上伝えられてきました。そのため、汚れの付着や酸化劣化により紙全体が変色し、掛け軸として巻く際に紙の継ぎ目が剥がれたり紙が折れたり破れるなどの損傷が進んでいました。また、絵具や墨は将来的に擦れて落ちる危険性がありました。作品を保護する役割を果たす表具も破損しており、近年は保存や公開が困難な状況になっていたことから、平成30年度から令和元年度の2年をかけて、修理を行いました。



屋外に飾られたのぼり旗。「端午市井図」部分。（斎藤月岑著・長谷川雪旦画「東都歳時記」（1838）所収。国会図書館デジタルコレクション）



- ・表具の大部分が欠失し、掛け軸としての機能を果たしていませんでした。
- ・紙の酸化劣化が進み、汚れや紙焼けによる変色が見られました。
- ・糊の接着力が弱まり、紙を継いだ箇所が浮いて捲れ、その状態で巻くことで皺や破れが生じていました。
- ・紙の欠損が多く見られました。
- ・過去の修理の際に絵柄がずれて継ぎ合わされていました。

- ・残っていた表具をもとに表具材料を復元新調し、これまでと同じ島特有の形式の掛け軸に仕立てました。その際、上部に四角く残ったのぼり旗として使用していた際の乳付きの痕跡が分かるようにしました。
- ・汚れが軽減したことで画面全体が明るくなりました。
- ・皺や破れ、捲れ、糊離れが解消されました。欠損部に補紙を施したことで、作品の表現が見やすくなりました。
- ・絵柄がずれていた箇所が修正されました。

調査・記録

高精細、赤外線、透過光などの写真を撮影。修理前の劣化状態を把握して損傷図面を作成し、修理の方針を検討します。

解体

表具から本紙を外します。

剥落止め
クリーニング

墨や絵具が剥がれそうな箇所は膠で剥落止めをして、本紙に負担のない範囲でクリーニングを行います。

補紙
裏打ち

本紙の継ぎを外して、一枚ずつの状態にします。古くなった裏打ち紙を除去したのち、欠損部に補紙を行い、新しい裏打ち紙を施します。

本紙継ぎ
補彩

バラバラにしていた24枚の本紙を継ぎ合わせて一枚の大きな画面に戻し、新しく補紙をした部分に補彩を行います。

仕立て

新調した表具材料をとりつけ、掛け軸の形に仕立てます。



ウェットクリーニングの様子

本紙表面に浄化水を噴霧し、本紙の下に敷いた吸水紙に汚れや酸化物質を吸い取らせ除去します。



継手外し

継ぎ合わせてある紙を慎重に外していきます。



本紙の補修

古い裏打ち紙を全て外し、損傷状態を確認したのち、一枚ずつ補修します。



補紙

旧補紙を除去し、欠失部分に本紙と同じ紙質の補紙を補填します。



新規裏打ち

新しい裏打ちを施し、紙の伸縮やゆがみに注意しながら、元の紙の大きさに戻します。



本紙の継ぎ

バラバラにしていた本紙を糊で継ぎ直します。絵柄がずれないように慎重に進めていきます。



補彩

新しく施した補紙に本紙の地色となじむよう補彩を行い、目立たないようにします。

Column：「現状維持」と「可逆性」

日本の文化財修理の原則に「現状維持」という考え方があります。劣化や損傷が進んだ文化財を綺麗に直すのではなく、これ以上損傷が進まないようにします。失われた線を加筆したり色を塗りなおすなど、作品のオリジナリティを損なう処置はしません。そのため、修理する前と後とではどこを修理したのか一見では分かりにくいこともあります。

もう一つ重要なポイントが「可逆性」です。将来の再修理の際に、安全に元の状態に戻すことができる材料と技法を用いることが原則とされています。非天然素材の化学合成物質等が含まれている材料は将来的に作品に与える影響が不明な点が多いため、むやみに使うことができません。そのため基本的には昔から文化財の修理で用いられてきた実績のある材料からその作品の修理に最も適したものを検討し用いています。

○今後の文化財修理に向けて

いま私たちが歴史ある文化財の数々を見ることができているのは、各時代に修理を行いそれを守り伝えてきた人々の存在があるおかげです。文化財を次代に受け継いでいくためには修理・保存の技術だけでなく、修理に使用する材料や道具を作る技術も伝えていく必要があります。例えば、今回裏打ちに使用した美栖紙という和紙を製造しているのは現在では全国で1か所のみで、後継者不足が大きな課題となっています。さらに、手すき和紙の製造に不可欠なトロアオイという植物も栽培農家の廃業が進み、原料の入手が困難になっているといえます。このまま、修理技術者だけでなく、修理に必要な材料や用具の生産者の減少も進むと、これまでと同様の文化財修理を続けられず、文化財を伝えていくことができなくなってしまうかもしれません。これは文化財の修理に限った話ではありませんが、まずは少しでも多くの人に現状を知ってもらうことが大切です。

豊島区指定有形文化財 旧鈴木家住宅

座敷棟外観

文化財指定までの経緯

旧鈴木家住宅は、フランス文学者の草分けである鈴木信太郎によって建てられ、その息子で建築計画学者の鈴木成文が住み継いできた建物です。成文は生前、自分が住み続けながら文化財として保存・活用することを考え、国の登録有形文化財を目指して手続きを進めていましたが、平成22年に急逝。遺族により土地と建物は豊島区に寄贈されました。平成24年に豊島区有形文化財に指定され、豊島区が保存・活用を担うことになりました。

三つの特色ある建物

旧鈴木家住宅は、書斎棟、茶の間・ホール棟、座敷棟の3棟からなる建物です。

書斎棟は昭和3年築の鉄筋コンクリート造です。設計は当時鉄筋コンクリートに造詣が深かった大塚泰でした。信太郎は、大正14年に船火事で貴重書を失った経験から、蔵書を火から守るために鉄筋コンクリート造の書斎を建設しました。窓の上部にははめ込まれているステンドグラスは信太郎自身のデザインによるものです。この書斎棟は、昭和20年3月10日の城北空襲に見舞われますが、焼け残り、信太郎一家はしばらくの間、書斎棟で暮らすことになりました。

茶の間・ホール棟は昭和21年に建てられた木造平屋建てで、戦後の「臨時建築制限令」下で15坪未満の規模で建てられました。



書斎棟外観



書斎棟内観



ステンドグラス_鳩

座敷棟は、明治20年代に建てられたと推定される信太郎の実家の一部を昭和23年に移築したもので、平書院付きの床の間と違い棚のある書院造りとなっています。当時はまだ「臨時建築制限令」下ではありましたが、移築は対象外であったため、事実上の増築が実現できました。

これら3棟は、戦前の鉄筋コンクリート造の書斎、「臨時建築制限令」下に建てられた復興住宅、そして、明治20年代に建てられた座敷と、それぞれ現代では貴重な建物であることが評価され、豊島区指定有形文化財となりました。

「記念館」として再生

旧鈴木家住宅は、平成30年3月に「豊島区立鈴木信太郎記念館」として生まれ変わりました。書斎棟は展示室となり、茶の間・ホール棟は来館者の交流の場となり、座敷棟は多目的な使用が想定されたスペースとして、活用が始まりました。



茶の間・ホール棟外観

この記念館は、文化財建造物を単に公開するのではなく、また、個人を顕彰するための施設でもありません。代々住み継がれてきた建物の歴史を重視しつつ、そこに暮らした人々について深く掘り下げて紹介する施設となっています。

ぜひご来館下さい。

旧鈴木家住宅

所在地：〒170-0013 豊島区東池袋5-52-3

電話：03-5950-1737

開館時間：午前9時から午後4時30分まで

休館日：月曜（祝日が重なる場合翌日も）、第3月曜日、祝日、年末年始

アクセス：地下鉄丸ノ内線「新大塚」駅より徒歩3分
JR山手線「大塚」駅南口より徒歩8分
都電荒川線「大塚駅前」停留場から徒歩8分



旧ヤマジュウ田村家 住宅の活用

旧ヤマジュウ田村家住宅 主屋

ヤマジュウ田村家の沿革と住宅の保存・公開までの経緯

この住宅の旧所有者である田村家は、旧福生村において代々名主を務め、現在も田村酒造を営む田村家の分家として明治35年に興りました。屋号は本家のカネジュウに対し、分家としてヤマジュウを名乗りました。

初代当主は明治44年に福生初の郵便局を開設し、その後大正7年には電報電話業務を、大正10年には電話交換業務を始めるなど、旧福生村の発展に尽くしました。その後平成24年に三代当主が亡くなられたのちに福生市が文化財調査を実施した結果、建造物に文化財的価値が認められ市が取得して保存することとなりました。

平成26年には主屋並びに二棟の土蔵が国の有形登録文化財（建造物）に登録され、平成27年度に公開を前提とした若干の補修を経て、平成28年度より一般公開されています。

建造物の概要

旧ヤマジュウ田村家住宅は、主屋の他の西土蔵、東土蔵の2棟の蔵を主な建造物として構成されており、その他に井戸及び井戸上屋、屋敷神として2棟の小祠が現存しています。また、主屋の裏手に物置として使用されたと思われる木小屋がありましたが、これについては近年撤去されています。

主屋の構造は入り母屋造・浅瓦拭の六間取りです。建築年代については明治35年築の棟札が現存しますが、複数の証左により明治10年頃に本家の母屋として建築されたものが、明治35年に当地に移築されたのであろうと考えられています。

二つの土蔵は基本的に同規模、同形式の2階建て、妻入、置屋根式の建築ですが、西土蔵が明治37年、東土蔵が明治44年と建築年は異なります。

活用状況

本住宅は公開の始まった平成28年度より、毎年約3,000人の方に来場いただいています。展示の内容としては、主屋については間取りや造作等、構造自体をご覧いただくために内部に家具等は置かないようにしていますが、ひな祭りの時期においては例年奥の間にて当家に伝わっていたひな人形を展示します。

また、東土蔵の1階を展示ギャラリーとして改装し、市内在住の窪田成司氏によって描かれた記憶画を常設展示しています。これにより昭和10年代のこの地域の詳細な様子を紹介しています。



宿橋通り家並絵図（部分）

なお、現状では団体のみとなりますが、ご予約をいただければ福生市文化財・史跡ボランティアガイドの皆さんの協力のもと、ガイドによる解説を行っています。



蔵外観



上列前室から見た前室3室

旧ヤマジュウ田村家住宅

所在地：〒197-0011 福生市福生1158番地

開館時間：午前10時から午後4時まで

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始

アクセス：JR青梅線「福生」駅より徒歩7分

問合せ：福生市教育委員会教育部生涯学習推進課
文化財係

☎042-530-1120

遺跡の価値を将来に伝える 発掘調査の記録を作る！

遺跡の発掘調査

遺跡とは、貝塚や古墳、集落跡など、昔の人の生活・活動の跡が残されている場所のことをいいます。発掘調査では、住居跡を調べたり、土器や石器を慎重に掘り出したりします。東京都では毎年200件ほどの発掘調査が行われており、発掘現場を目にした人もいないのでしょうか。

発掘調査の記録とは

発掘調査の後には、その遺跡でいつ頃、どんな人が、どのように暮らしていたのかを知るための作業が待っています。それが整理作業であり、その成果をまとめたものが発掘調査の記録（報告書）です。

ここでは、主な整理作業の内容を紹介しながら、発掘調査報告書ができるプロセスを追ってみます。今回訪れたのは、東京都埋蔵文化財センターが行っている、北区田端西台通遺跡の整理作業場です。

主な作業の内容

【洗浄・注記】

遺跡から出土し、土にまみれている遺物を水洗いします。ごしごしこすると壊れてしまうので、丁寧に洗います。乾燥させた後、その遺物が遺跡のどの場所から出土したのかわかるように書き込みます。大きく真ん中を書いてしまうと遺物を観察できなくなるので、隅っこに小さく書きます。



【分類】

遺物の大きさや形、文様、作り方の特徴を観察し、それがいつ頃、どのように使われたのかを調べます。担当者は、知識を総動員して遺物を観察します。これぞ考古学です。



【接合作業】

遺跡から出土した土器はほとんどが割れています。離れ離れになった土器片を探し出し、つなぎ合わせて復元します。しかし、ジグソーパズルとは異なり、すべてのピースが揃っていないとは限りません。付かないものをいつまでもいじくりまわしていてもしょうがないので、やめどきが肝心です。



【拓本】

土器の表面に付けられた文様を紙に写し取ります。土器に湿らせた和紙を張り、その上から墨を付けて、ポンポン優しく叩いて「土器拓」を取ります。魚に墨を付けてとる魚拓と違って、遺物が汚れない方法で行います。



【実測】

遺物の形や大きさを測って正確に図化します。やる気と根気、観察力・表現力が問われます。



【トレース】

書き上がった図を製図用のペンで清書します。最近はパソコンを使ったデジタルトレースが主流になりつつあります。味わい深い仕上がりの通称「手トレ」か、利活用に便利な「デジトレ」か、担当者のこだわりが垣間見えます。



【原稿執筆】

発掘調査や整理作業によって得られた成果を文章にまとめます。担当者は、遺跡の時代や種類、特徴を正確に捉えたうえで、その歴史的な意味を考えながら、文章を練っていきます。



【報告書の刊行】

完成した報告書は各地の教育委員会、図書館、研究機関、大学などに配布され、都民の皆さんをはじめとする多くの方に活用されています。



発掘調査報告書の活用

報告書はまさに遺跡そのものです。かつての集落や、昔の人が使っていた道具に関する情報が満載です。

報告書を手に取り、ページをめくりながら、私たちの遠い祖先の生活や文化、社会に思いを馳せてみませんか？あなたも遺跡の魅力のとりこになるかも。

編集後記

今回は、東京都指定有形文化財である紙本墨画淡彩鍾馗図の修理を取材しました。文化財を伝えていくことの課題や難しさを感じました。また、今年度は、新たに5件の文化財が東京都の新指定となりました。暖かくなるこれからの季節に向けて、東京の文化財をぜひ訪れてみてください。

令和2年(2020年)3月27日

発行 東京都教育庁地域教育支援部管理課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)6862

東京都教育委員会印刷物登録 平成31年度第55号